

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、新規事業開発 等）

委託事業者と中小受託事業者が対等な関係を築けるよう、不合理な原価低減要請は行いません。製造委託等代金の決定に当たっては、少なくとも年に1回以上の協議を行い、労務費上昇分等を考慮した適正な価格形成に努めます。

b. グリーン化の取組（地域資源循環型事業の推進・展開、脱・低炭素化技術の共同開発 等）

脱・低炭素化等の取組に伴うコストを考慮し、取引先に一方的な負担を求めません。適正な価格協議を通じて、取引先と連携した環境配慮型の取組を支援します。

c. 健康経営に関する取組（健康経営の継続推進、ノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

取引先の働き方改革や健康経営に配慮し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。

d. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

災害時等において取引先に一方的な負担を求めず、事業再開時には取引関係の継続に配慮します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。また、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年1月29日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

バイオマスパワー・テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長 北角 強